

沖縄県立図書館の弁償対象となった資料の取扱いに関する運用について

令和6年2月26日 館長決裁

この運用は、沖縄県立図書館の貸出に関する督促に係る事務取扱要領（以下、「取扱要領」という。）第4条で定める弁償督促について定めたものである。

（目的）

第1条 この運用は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、図書館資料を損傷または亡失した利用者等（以下「利用者」という。）に対する、図書館の保有する資料の賠償請求手続き（以下、「弁償手続き」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第2条 利用者からの申し出、若しくは図書館からの指摘により利用した資料が弁償対象となり、かつ利用者の責であることが判明した場合、別紙1により利用者は届出を行う。

（引取資料）

第3条 図書館は前条による届出の際に、利用者へ弁償の手続きについて説明し、利用者が弁償対象となった資料の引き取りを希望する場合（以下、「引取資料」という。）は、弁償後に引き渡す旨通知する。

2 前項による通知後、引取資料を5か年間利用者が受領しない場合、本運用第6条に基づき廃棄する旨通知する。

（貸出停止解除）

第4条 図書館は、利用者が弁償を完了次第、沖縄県立図書館利用規約第14条第1項第5号に基づく貸出停止（以下「貸出停止」という。）を速やかに解除する。

（督促）

第5条 図書館は第2条の届出を受けた後、少なくとも年に1回は取扱要領第2条に定める方法に準じ利用者へ弁償の督促を行う。

（廃棄）

第6条 利用者が第2条に基づく届出後、弁償されないまま5年が経過したときは、図書館は沖縄県立図書館除籍基準2(1)(2)に該当するものとして必要な手続きを経て、当該資料を廃棄する。

2 利用者が弁償手続き後、引取資料を引き取らないまま5年が経過したときは、前項に準ずる。

3 その他、利用者が引取資料を引き取らないまま5年が経過したときは、本条第1項に準ずる。

附則

この運用は、令和6年2月26日から施行する。

(別紙1)

弁償届

「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」の規程により、
下記（紛失・汚破損）資料を、代替資料により賠償します。

年 月 日

署名

沖縄県立図書館

利用者No.		年 月 日	沖縄県立図書館
フリガナ		住 所	
名 前		電 話	

紛失・汚破損資料		代替資料			
書 名					
資料コード					
著 者 名					
ISBN					
分 類	返却日		出版者		価 格
価 格	出版者		受入日		
返却処理	/	済			
除籍処理	/	済			

----- き り と り -----

【弁償資料明細】

沖縄県立図書館

利用者No.		年 月 日	沖縄県立図書館
フリガナ		住 所	
名 前		電 話	

紛失・汚破損資料		代替資料			
書 名					
資料コード					
著 者 名					
ISBN					
分 類	返却日		出版者		価 格
価 格	出版者		受入日		